平成29年度第2回千葉県図書館協議会次第

日 時 平成29年12月5日(火) 午前10時から

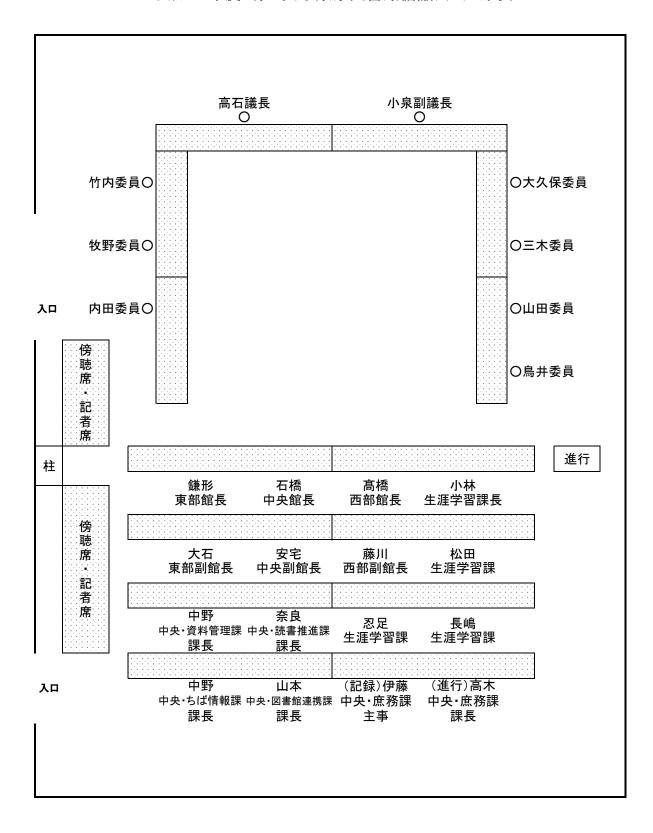
					場	所	千葉県教育会館	203会議室
1	開	会						
2	議县	 あいさ	う					
	議		年度千葉	5県立図書館の	運営	犬況に つ	ついて(経過報告)	
(2	2)	「千葉県	人立図書館	官の今後の在り	方に~	ついて」	の諮問について	
(3	3) ?	その他						
4	その)他						
5	閉	会						

千葉県図書館協議会委員名簿(第34期)

任期 平成29年7月22日~31年7月21日

番号	委員の区分	氏 名	役 職 等	備	考
1	学校教育 関係者	大久保一	富里市立富里北中学校教頭 (千葉県教育研究会 学校図書館教育部会副会長)		
2	学校教育 関係者	みっき のぶぉ 三木 信夫	千葉県立船橋二和高等学校校長 (千葉県高等学校教育研究会 学校図書館部会会長)		
3	学校教育 関係者	小泉草史	学校法人市川学園 市川中学校・市川高等学校 第三教育部長・第三教育センター長		
4	社会教育 関係者	やまだ としま 山田 利雄	千葉市生涯学習振興課長 (千葉県公民館連絡協議会副会長)		
5	社会教育 関係者	鳥井みゆき	千葉県PTA連絡協議会副会長		
6	社会教育 関係者	为5 だ しの 大田 志乃	千葉県特別支援学校 P T A連合会会長		
7	家庭教育 関係者	牧野・千恵	おはなしの会「絵本の森」会員 保育士		
8	学識経験者	佐藤宗子	千葉大学教育学部教授		
9	学識経験者	竹內比呂也	千葉大学副学長・附属図書館長 (千葉大学文学部教授)		
10	学識経験者	******* 髙石 卓	元千葉県立中央図書館長 (前株式会社ベイエフエム常勤監査役)		

平成29年度 第2回千葉県図書館協議会 座席表



平成29年度千葉県立図書館運営状況(経過報告)

上段: 平成**29**年**9**月**30**目現在

項目		館名	中央図書館		西部図書館		東部図書館		合	計
		受入冊数		3,193 ⊞		1,727 ⊞		1,558 ⊞		6,478 ⊞
	260 NOT 643 Met.	交八冊剱		3,748 ⊞		1,513 ⊞		2,628 ⊞		7,889 ⊞
		(内購入冊数)	(1,978 🕮)	(1,319 ∰)	(1,231 ∰)	(4,528 ∰)
	資料総数		(2,277 🜐)	(1,239 🜐)	(2,161 ∰)	(5,677 ∰)
資料		(内寄贈冊数)	(1,215 🕮)	(408 ∰)	(327 ∰)	(1,950 🜐)
整備			(1,471 🕮)	(274 🜐)	(467 ∰)	(2,212 🜐)
	***	a ***		868,443 ⊞		274,390 ⊞		278,299 ##		1,421,132 ⊞
	蔵 書 数			866,681 ⊞		270,525 ##		274,301 ##		1,411,507 ⊞
	新聞・雑誌・法規集		77 紙·	3,679 誌 · 3 種	36 紙・	499 誌・0 種	23 紙・	263 誌 · 0 種	136 紙・	4,441 誌 · 3 種
			77 紙・	3,678 誌 · 3 種	36 紙・	495 誌・ 0 種	23 紙・	263 誌 · 0 種	136 紙・	4,436 誌 · 3 種
		入館者数		39,535 人		95,056 人		83,044 人		217,635 人
	利用状况			33,012 人		96,115 人		89,485 人		218,612 人
				16,339 人		18,834 人		10,067 人		45,240 人
11		有别豆球有数		16,222 人		19,036 人		10,325 人		45,583 人
サービ		個人貸出		28,797 ⊞		28,331 ⊞		19,959 ⊞		77,087 ⊞
ス業務				25,347 ⊞		28,842 ⊞		22,620 ##		76,809 ⊞
195	7/e viri +k=	72 II 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		53,804 枚		22,278 枚		5,165 枚		81,247 枚
	資料複写サービス			42,028 枚		27,064 枚		4,639 枚		73,731 枚
	参考調査 照会·質問			7,920 件		2,934 件		4,577 件		15,431 件
				8,469 件		3,586 件		4,792 件		16,847 件
	県立図書館蔵書貸出冊数			26,013 ⊞		10,767 ⊞		20,152 ⊞		56,932 ⊞
協力				23,244 ⊞		9,188 ⊞		20,787 ⊞		53,219 ⊞
協力業務	市町村立図書館等蔵書の			25,187 ⊞		18,346 ⊞		7,646 ⊞		51,179 ⊞
	相互貨	借册数		23,635 ⊞		18,618 ⊞		7,910 ⊞		50,163 ⊞
	館内人口(平原	戈29年4 月 1 日)				6,244	,033人			

備考 蔵書数にはマイクロ資料、視聴覚資料を含む。

図書館情報システムの更新に伴う変更について

平成29年10月27日からコンピュータシステムの更新に伴い、新しい機能が追加されました。

スマートフォン対応

図書館ホームページ、検索画面ともにスマートフォンに対応しました。

これまではパソコン用の画面 をスマートフォンで表示させて いましたが、専用画面になり 使いやすくなりました。



「マイライブラリー」

機能の充実

「返却確認メール」などの新機能が 追加され、さらに使いやすくなりまし た。



デザイン変更

資料検索画面のデザインが一新されました。

検索結果一覧画面からの複数冊まとめての予約が可能になるなど使いやすくなりました。



「菜の花ライブラリー」リニューアル

千葉県に関する情報がまとめて検索できるサイト「菜の花ライブラリー」がレイアウト・機能ともに新しくなり、使いやすくなりました。

~菜の花ライブラリーが新しくなりました~

平成29年10月の電算システム更新に伴い、千葉県立図書館ホームページでは資料の検索画面のデザイン などが新しくなりました。なかでも、千葉県に関する資料のデータベース「菜の花ライブラリー | がレイアウト・ 機能ともに使いやすく生まれ変わりましたので、ご紹介します。



千葉県関係新 聞 雑誌 記事 索 引

千葉県立西部図書館が所蔵す る新聞・雑誌から、千葉県関係の 記事を採録したデータベースで す。主に新聞記事から千葉県の事 柄を幅広く調べるときに役立ち ます。

ベ 方 案 内 調 (パスファインダー)

千葉県に関するテーマや話題 について資料や情報を探したい ときの参考に、手始めとなる基本 資料の一部や、調べ方を紹介して います。テーマの例:千葉県の「人 物|「地名|などがあります。

トップページの画像のご紹介

「銚子口大漁満祝ひの図」橋本貞秀画 (玉蘭斎貞秀) 弘化4年~嘉永5年 (1847~1852) 橋本貞秀は幕末に活躍し た絵師で、日本国中の地域を歩き各地の 風景鳥瞰図を描いています。銚子の賑わ

ここが変わりました!

- ・検索の操作がしやすくなりまし
- ・画像が見やすく、印刷もしやす
- ・検索結果を絞り込めるようにな
- ・カテゴリ別に画像を詳解するペ ージを新設しました。
- ジャンルから探せるようになり

(例:歴史>上総地方(旧上総国)

紹 0 介

千葉県歴史関係 雑誌記事索 引

千葉県立中央図書館千葉県資 料室が所蔵する雑誌から、目次情 報を採録したデータベースです。 千葉県の歴史を雑誌記事から探 すときに役立ちます。

千葉県関係人名索引

郡誌、市町村誌等の中から人 名、生没年、業績を抽出した人名 索引データベースです。「十二郡 誌 | 「東総地域 | 「長生地域 | の人 名索引を横断的に検索できます。

調べるときは?

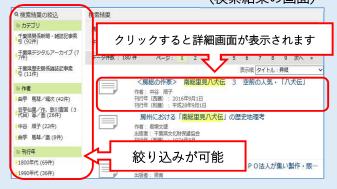
調べたい事柄のキーワードを入力すれば、デジタルアーカイブ、各種索引が一括で検索されます。複数の言葉で調べるときは「南総里見八犬伝^{▽□ズ}房総」のようにスペースで区切ってください。

(トップページ)



検索結果画面では左側に表示される刊行年、地域名などから絞りこみができます。探している情報にあてはまるものをクリックしてください。右側に表示されるタイトルや図をクリックすると詳細情報の画面に遷移します。

(検索結果の画面)



<デジタルアーカイブの詳細画面>

検索結果がデジタルアーカイブの場合は、左側に書誌情報、右側にサンプル画像が表示されます。画像を大きく表示させるには「画像を見る」か「高精細」ボタンをクリックしてください。



詳細情報画面の例

<新聞記事の詳細画面>

検索結果が新聞・雑誌記事の場合は、以下のように表示されます。記事の本文を見るには、原資料にあたってください。

カテゴリ	/千葉県関係新聞・雑誌記事索引
記事	<房総の作家> <mark>南総里見八大伝</mark> 3 空前の人気・ 「八大伝」 ボウソウノサッカ ナンソウサトミバッケンデン 3 クウゼンノニンキ バッケンデン
紙・誌名	千葉日報 チバニッポウ
発行年月日	平成 28年 9月 1日 2016年 9月 1日
ページ数	P 2 0
朝・夕	朝刊
執筆者	中谷 順子
地域コード	1
地域名	千葉県
記事番号	289951

デ ジ タ ル ア ー カ イ ブ で は こ ん な 画 像 が 見 ら れ ま す



『上総九十九里地引網大漁猟正写之図』

昇亭北寿画 寛政3年(1791)~文化元年(1804)

北寿は風景画を多く描いた絵師で独自の描写法で描いた作品の 題には「正写之図」「真写之図」の語を付しています。



『房州図 にほんじばん (日本寺板)』

天保2年(1831)

彩色した安房地域の 木版絵図です。 版元の日本寺は、神 亀2年(725年) に開山した鋸南町 にある曹洞宗の古 刹です。





東の花ライブラリー http://www.library.pref.chiba.lg.jp/nanohana/

西部図書館開館30周年記念事業実施報告

中央図書館に続く2館目の県立図書館として、1987年(昭和62年) 7月1日に開館した当館は、本年で30周年を迎えました。これを機会に、 当館の取組をより知っていただくために10月6~8日の3日間、体験 イベントや講座を開催し、45名の方の参加がありました。

◆ 10月6日(金) バリアフリー図書体験

開館以来、当館の特色である図書館利用に障害のある方へのサービスを周知するため、大活字本、点字資料、布絵本などのバリアフリー図書を展示するとともに、録音図書の製作、マルチメディアデイジー図書、活字読み上げ機器、拡大読書器や点字打ちの体験を行いました。参加者は障害者サービスに関心のある方が多く、職員の説明に熱心に耳を傾けていました。



◆ 10月7日(土) 記念講座「東葛を旅した人々~桃林・桜雲を愛でゆく日々~」 当館では、例年、所蔵資料の特色を活かし「サイエンスカフェ」など自然科学・工 学をテーマとした講座を開催していますが、今年度は30周年を記念し、また、地域を 知るということを主眼に東葛をテーマにした講座を開催しました。「ちば県民だより」へ のお知らせ掲載により遠方からの参加もあり、参加者の満足度も高い内容でした。

◆ 10月8日(日) 書庫見学会

普段は入ることのできない書庫を、職員が説明しながら案内しました。一度受け入れした資料は永年保存すること、視聴覚、マイクロフィルムといった多様な資料、書庫内の古い資料が利用されている状況などを見て、参加者は一様に感心していました。県立図書館の役割、機能を広報することができました。





千葉県立西部図書館 開館 30 周年記念事業

千葉県立西部図書館は、中央図書館に続く2館目の県立図書館として、1987年(昭和62年)7月1日に開館し、本年で30周年を迎えました。これを機会に、当館の取り組みをより知っていただくための体験イベントや講座を開催いたします。どうぞご参加ください。

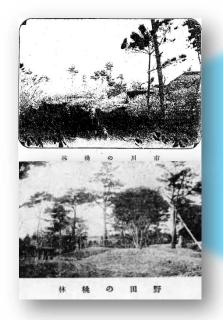
バリアフリー図書体験

マルチメディアデイジーも体験できます! 点字打ちの体験もできます!!

日時:10月6日(金)午前10時~午後4時

また、午前11時、午後1時30分、午後3時30分より職員が操作

方法などご案内します。(各回30分ほど)



LIBRARY

記念講座

「東葛を旅した人々~桃林・桜雲を愛で行く日々~」

講師:内田龍哉氏

(千葉県立中央博物館 主席研究員兼歴史学研究科長)

日時:10月7日(土)午後2時~午後3時50分

対象:主に高校生以上 どなたでも

定員:30名(先着順)

申込方法: 9月5日(火)午前9時から 来館・電話・FAX(裏面様式)にて

書庫見学会

日時:10月8日(日)午前10時30分~午前11時

普段は入ることができない書庫を見学いただけます。 (30 分ほど)

受付:午前10時より開始します。 カウンターまでお越しください。



平成29年度 東部図書館 はつらつライフ講座① 報告

「介護を必要とする体にならないために」

講師 総合病院国保旭中央病院 作業療法士 今野 和成 氏

10月14日(土) 当館3階研修室にて、はつらつライフ講座を開催しました。この講座は、シニア世代の暮らしに関するさまざまな課題を解決するための情報を提供するものです。今回は、講師に旭中央病院の今野和成(こんのかずなり)氏をお迎えし、13名の参加があり、「介護を必要とする体にならないために」というテーマでお話を伺いました。

講座の前半は講義を行い、「加齢に伴い、『こころ』と『からだ』の変化を感じることもあるが、

日々のちょっとした取組で心身の老化を予防することができる」ということを学びました。後半は、実際にストレッチ・体操を参加者の皆様と一緒に行いました。

アンケートでは、「講義やさまざまな筋トレが参考になり、分かりやすかった。」「ストレッチ体操は、ゆっくりでも効果のあることに驚いた。家でも続けていきたい!」などの声が寄せられました。



千葉県公共図書館協会創立60周年記念合同企画展示関連講座 平成 29 年度 東部図書館 歴史講座(千葉県立中央博物館連携事業)報告

北総四都市江戸紀行 - 銚子・佐原・成田・佐倉 -

講師 内田 龍哉氏(千葉県立中央博物館 主席研究員兼歴史学研究科長)

11月4日(土) 当館3階研修室にて、歴史講座を開催し、64名の参加がありました。



銚子:醤油と漁業の港町



佐原:商業と水運の町



成田:成田山新勝寺と門前町



佐倉:城下町と学問の町

昨年、地元北総の佐倉・成田・佐原・銚子を舞台と した文化・伝統を語るストーリーが「北総四都市江戸 紀行・江戸を感じる北総の町並み」として日本遺産に 登録されました。

文化財とは何か、日本遺産とはどのようなものか、 また、それぞれの都市の歴史的背景や貴重な文化財の 紹介など、幅広い内容をお話しいただきました。

アンケートでは、「お話に引き込まれた、素晴らしかった。」「視覚的でわかりやすかった。」「初めて聞く話も多く、大変勉強になった。」「郷土の歴史を興味深く拝聴した。誇りに思えた。」などの感想が寄せられました。

千葉県公共図書館協会創立 60 周年記念合同企画展示関連講座 平成 29 年度 東部図書館 文学講座 報告

「落語と時代劇(小説)に見る江戸のしくみ」

講師 梅田 丘匝(桂 右女助)氏 作家・郷土史家(噺家)

11月18日(土) 当館3階研修室にて、文学講座を開催し、81名の参加がありました。

多古町に生まれ、観光ガイド、旅行代理店勤務、葬祭業などを経て 噺家となり、現在、千葉大学で伊能忠敬について学ばれている、異色 の経歴の作家、梅田丘匝氏をお迎えしました。

ご自身の半生について、千葉県と江戸の関係、落語や時代劇・時代 小説に見る江戸の生活文化について、著作の『槇の家』(第 56 回千 葉文学賞受賞)や『初音の日』(第 10 回ちよだ文学賞大賞受賞)の 裏話、伊能忠敬についてなどをお話ししていただきました。軽妙な語 り口に、絶えず笑いにつつまれる会場となりました。

アンケートでは、「テンポのいい口調で話に引き込まれました。」

「知識の豊かさに驚嘆しました。」「伊能忠敬についてもっと知りたくなりました。」「読みたい本も拡がりました。」などの感想が寄せられました。



・上記の「北総四都市江戸紀行」、「落語でめぐる江戸の暮らし」の展示のほか、2か月ごとのテーマ資料展示・ガラスケース展示、また、時期や話題をとらえた以下のようなミニ展示も行っております。

平成 29 年度 4~10 月のミニ展示

- ・追悼 大岡信さん
- ・2017年公開予定映画の原作本特集
- 震災復興小説
- ・日本を、世界を、歴史を旅する~大人のGW~
- 6/15 は県民の日〈千葉県大特集〉
- 紫陽花、梅雨
- 俳句(第1回俳句展も開催。入選作掲示)
- ・ 将棋 棋士たちの素顔
- ・追悼 小林麻央さん





- 七夕(飾りつけを一緒に作っていただきました)
- ・世界遺産登録決定。沖ノ島
- ・夏休み① 読書感想文 国語
- ・夏休み② 自由研究・工作・他 理数
- 第157回(H29上半期)芥川賞・直木賞
- ・追悼 日野原重明さん
- ・職場体験学習の中学生がお勧めする本①②
- 防災 2017
- ・焼き肉(8/29)の日
- ・野菜(8/31)の日
- インターンシップの大学生がお勧めする本
- 祝ノーベル文学賞 カズオ・イシグロ氏
- ・ミニ北総四都市江戸紀行 等

議事資料

(1)「県立図書館の今後の在り方」について

①公の施設の見直し方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
②教育委員会所管施設の新見直し方針及び取り扱い状況…資料 1-2	2
③前回会議までの主な意見・・・・・・・・・ 資料2	
④千葉県の図書館の状況(現状と課題) ・・・・・ 資料3-	1
⑤千葉県立図書館の今後の在り方の見直し ・・・・・ 資料3-	2
⑥これからの千葉県立図書館	
(基本理念 役割・機能 整備の方向性) ・・・資料4ー	1
⑦これからの千葉県立図書館	
(県立図書館の施設整備の方向性)・・・・・・ 資料4一	2
⑧これからの千葉県立図書館	
(基本理念・県立図書館の役割と機能)・・・・・ 資料4一	3
⑨千葉県立図書館の今後の在り方検討事業・・・・・資料5	

公の施設の見直し方針(抜粋)

1 見直しの経緯等

平成24年3月に策定した「公の施設の見直し方針」は、策定から3年が経過し、 公共施設等総合管理計画策定に向けた動きや依然として厳しい県の財政状況等を踏ま え、施設の必要性や管理手法等について改めて検討し、更なる見直しを進めることが必 要となり、方針の改定を行うこととなった。

平成28年6月に、千葉県行政改革審議会から新たな「公の施設の見直し方針」の 答申を受け、その後、パブリックコメントによる意見募集を経て、7月に知事が本部 長の行政改革推進本部で決定した。

2. 対象施設 99施設

3. 公の施設の見直し方針 区分による整理

	区分	所管施設	施設数 (合計 99)	
①廃止・移譲	施設を廃止・移譲等するもの		1	
②施設のあり方検	移譲等の可能性、利用方策の	さわやかちば		
討	抜本的な見直し、今後のあり	県民プラザ	8	
	方等を検討するもの			
③施設内容検討	施設の一部移譲や複数施設	図書館		
	設置の必要性等について検討	青少年教育施設	5 6	
	するもの	博物館		
④管理手法検討	指定管理者制度等の導入に		3	
	ついて検討するもの		<u> </u>	
⑤有効活用策検討	施設利用率・稼働率の向上、			
	広域利用の拡大、空きスペー		8	
	スの有効活用等を検討するも		8	
	Ø			
⑥現行維持	運営改善を図りつつ施設を維		2 3	
	持するもの		2 0	

(注)「公の施設」について

地方自治法(抜粋)

第244条第1項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつて、その利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

教育委員会所管施設の新見直し方針(抜粋)及び取り扱い状況

所管課	施設名	設置年	運営		新見直U方針	生涯学習審議 会の取り扱い 状況	
// G I//	WELL I		形態	区分	内容(現行維持の場合はその理由)		
	手賀の丘少年自然の家 (柏市)	H5	指定 管理				
	水郷小見川少年自然の 家(香取市)	Н9	指定 管理	施設内容検討	 		
	君津亀山少年自然の家 (君津市)	S61	指定 管理		朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制 を見直すこととし、現指定管理期間中に 各施設の取扱方針を決定する。	今後諮問予定	
	東金青年の家 (東金市)	S47	指定 管理				
	鴨川青年の家 (鴨川市)	S63	指定 管理				
生涯学習課	さわやかちば県民プラザ (柏市)	Н8	直営	施設のあり方検討	複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にあることから、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について幅広く検討を行う。	H29.7. 14 今後、生涯学 習センターとし ての機能を再 構築するため の意見を伺っ た。	
	中央図書館(千葉市)	T13	直営		現行の県立図書館3館体制について、そ	H29.10.4 県立図書館の 今後の在り方 について諮問 【審議中】	
	西部図書館 (松戸市)	S62	直営	 施設内容検討 	の役割や今後の図書館を取り巻く状況を 踏まえ、機能集約化等も含め継続して検 討を行う。		
	東部図書館(旭市)	H10	直営		פיז קיז אי		
	中央博物館 (千葉市)	H1	直営				
	中央博物館 海の分館 (勝浦市)	H11	直営		・県民満足度の向上を図るため、現状の		
	中央博物館 大利根分館(香取市)	S54	直営		分散型の施設配置を見直し、博物館機能の集約化を検討する。 ・地域史と特定テーマを扱う中央博物館		
】 文化財課	中央博物館 大多喜城分館(大多喜町)	S50	直営	-施設内容検討	大利根分館、同大多喜城分館及び関宿 城博物館並びに産業科学技術をテーマと	公 公沙明之中	
人们别妹 	関宿城博物館 (野田市)	H7	直営		する現代産業科学館については、施設利用の活性化や施設運営の効率化の観点	今後諮問予定	
	美術館 (千葉市)	S49	直営		から、指定管理者制度の導入を検討する とともに、地元市町のまちづくりや活性化 施策を踏まえ、地元市町への移譲の可能		
	現代産業科学館 (市川市)	H6	直営		性を検討する。		
	房総のむら (栄町)	S61	指定 管理				

前回会議までの主な意見

<3館体制について>

- ○司書が3館に分散していることやベテラン職員の退職などにより、以前に比べ市町村図書館側からの相談がしづらくなっている。3館に分散していることは、職員の分散、資料の分散を生み出すなどの課題がある。
- ○新しく中央図書館を建てて3館を1館に集約し、資料の充実と司書のスキルアップを図って欲 しい。
- ○県立図書館では、かつて児童書の全点買いをしてくれていた。市町村立図書館はそれを踏まえて選書できていた。3館から1館に集約することで、財政的な効率性も図られるのだろうが、コスト削減効果を資料費の確保に充てて欲しい。
- ○3館体制の中で機能集約となった場合は、中央図書館を本館・西部、東部図書館を分館という 形ではなく、全体として機能強化して欲しい。
- ○現在は市町村図書館のレベルも高くなっており、県立図書館は市町村図書館とは役割を棲み分け専門性を高める必要がある。本も県立図書館は県でしか収集できないものを集めるなど、機能を1館に集約して、専門性をより高いものにしていくべきである。
- ○中央図書館に集約し、西部・東部図書館については、読書環境の充実といった視点で、地元と 有効な活用策を話し合っていけばいいと思う。
- ○知の情報拠点としての役割で、知の蓄積、継承は重要な事柄である。よって機能集約することによって、司書等専門職員が減らされることがないようにお願いしたい。

<学校図書館との連携について>

- ○学校図書館司書がいることによって、子どもが学校の図書室に通うことが多くなる。読み聞かせや図書館環境整備がとても充実している。学校図書館司書をすべての学校に配置したうえで、図書館との連携を深めれば、より子どもの読書活動の環境整備が進むと思う。
- ○読書活動を推進するうえで重要なのは、子どもが本に興味を持つか持たないかがカギである。 図書館と学校図書館が連携することによって、子どもが興味を持つことやニーズの把握がしや すくなる。
- ○図書館との連携している学校図書館を地域に開放していくことも検討してはどうか。

<県立図書館の役割について>

- ○県立図書館は、これまで長年にわたり県内の読書環境に係る先導的な役割をはたしてきた。今は、県内市町村で図書館が整備されていることから、県立と市町村立の役割を分けて、県立図書館は、専門性を更に高めていくべきである。
- ○身近な図書館は市町村、県立は市町村立のバックアップすることが重要である。

<市町村への支援について>

- ○県の財政状況もあるが、図書館未設置の市町村への支援をお願いしたい。
- ○高齢化社会の状況を考えると、図書館サービスを充分に受けられない県民もいると思うので、 生活の場に届ける図書館サービス支援に市町村が本気で取り組めるよう、県には支援して欲しい。

<中央図書館の整備について>

- ○中央図書館の整備は急務。
- ○高度情報化社会の進展に伴う図書館は、電子情報のネットワーク化を行うなど本に頼らない図書館も新しい図書館の形ではないか。

< 指定管理者制度導入について>

○県立図書館への指定管理者制度導入については、行うべきではない。

千葉県の図書館の状況(現状と課題)

1 市町村への支援

(1) 市町村立図書館の整備促進

【現状】・15の市町村が図書館未設置の状態

【課題】・図書館設置を促すことと読書活動を推進するための支援の必要性

(2) 市町村立図書館における図書館サービスの充実

【現状】・図書館の継続的かつ効果的な図書館経営をするため、自己点検・評価が不十分

【課題】・指定管理者制度が導入された場合には、図書館サービスに関して注視していく必要性

2 子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進センター機能の強化

【現状】・子どもの読書活動推進センターにおける市町村立図書館の児童サービス支援を実施

【課題】・児童サービスを提供できる人材の養成強化策の検討の必要性

(2) 学校図書館の支援

【現状】・図書館の司書が学校を訪問し本を使った調べ方の実習を行うなど学校図書館を支援

【課題】・県立図書館、市町村立図書館が、学校図書館支援を強化する必要性

3 知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点

(1)調査研究の支援

【現状】・県立図書館3館に資料が分散しており、専門的調査相談の迅速な対応に影響

【課題】・職員の能力向上に加え、職員が3館に分散していることの見直しの必要性

(2) 図書館職員を対象とした研修の充実

【現状】・県内図書館サービスの向上を目指し、市町村立図書館職員研修などを実施

【課題】・県立図書館の県内図書館職員を対象とした研修内容の充実、体系的実施の必要性

4 千葉県関係資料の計画的収集、提供、保存

(1)関係機関との連携

【現状】・市町村立図書館や大学図書館等との連携体制の整備が不十分

【課題】・各図書館や博物館の役割分担と所蔵情報を横断的に検索できる仕組みの整備

(2) デジタル化と情報発信

【現状】・県内市町村の資料を含む千葉県関係資料を収集・提供し計画的デジタル化を実施

【課題】・県関係資料や貴重資料のデジタル化、文化・学習活動における活用を支援する必要性

5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

(1) 電子書籍などの新たな図書館サービス

【現状】・千葉県資料などのデジタル化とインターネット配信を実施

【課題】・将来展望をもって、電子図書館としての体制整備の必要性

(2) 県内図書館間の物流ネットワークの強化

【現状】・資料を図書館協力車による県内全域の図書館等へ搬送する図書館ネットワークの確立

【課題】・資料取り寄せ期間短縮のため、搬送方法等の改善の必要性

(3) 生活の場に届ける図書館サービス

【現状】・インターネットを活用した様々なサービスを展開

【課題】・図書館サービスを十分に享受できない住民のため、図書館サービスの底上げを図る必要性

6 書庫の狭隘化と資料の廃棄

(1)県立図書館3館の収蔵能力

【現状】・県立図書館3館の合計収蔵能力の9割を越え、県内図書館では年間50万冊が除籍

【課題】・県内で年間 50 万冊の除籍資料の精査と県内公立図書館での保管体制づくりの必要性

(2) 電子書籍の活用と資料のデジタル化

【現状】・専門書・調査研究資料の分野では電子書籍サービスの提供が乏しい状況

【課題】・現存資料のデジタル化については、著作権法等の法令及び費用に課題が山積

7 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題

(1) 耐震改修と特殊な構造

【現状】・県立中央図書館は耐震不足にも関わらず特殊工法のため、改修工事が困難

【課題】・一部立ち入り制限を実施しており、利用者に不便が生じている。

(2) バリアフリー化の必要性

【現状】・利用者専用エレベーターの設置やスロープ整備など、バリアフリー化が未対応

【課題】・バリアフリー化をはじめとした施設全体の安全対策の必要性

資料3-2

千葉県立図書館の今後の在り方の見直しについて

- 〇これまでの経緯
- ○見直しの視点

千葉県の図書館の状況について

- ○図書館を取り巻く社会状況の変化
- ○県立図書館の現状と課題

千葉県立図書館の今後の在り方の見直し

■これまでの経緯

§ 4館構想

- ○昭和52年、県立中央図書館協議会から県立中央図書館長に、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力(資料の図書館間貸出し)に不可欠な図書館協力車の巡回を開始すべきことが答申された。
- ○当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を4地域に設置することにより、交通機関を利用して1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言であった。
- ○この後、2館目の県立図書館である西部図書館が、昭和62年、松戸市に開館した。

§ 基本構想の策定(平成6年3月)

- ○平成2年に、県社会教育委員会議から県教育委員会への答申の中で、新県立中央図書館(仮称)と県立地域図書館の整備などが提言された。
- ○この答申を受けて策定した平成6年の基本構想では、図書館ネットワークを推進し、 地域の実情に応じた市町村立図書館などへの支援やサービスを行うため、新中央図書 館の整備計画や東部・南部地域への県立図書館の設置を構想した。
- ○また、県立図書館が地域図書館ネットワークを整備し、市町村立図書館などの支援を 図ることや、資料・情報センターを始めとする県立図書館の様々な機能の充実と、電 算システムの構築といった高度情報化社会への対応を課題と位置付けた。
- ○この基本構想に基づき、東部図書館が平成10年、旭市に開館した。

§ 「今後の在り方」の策定までの経緯と概要(平成23年12月)

- ○平成6年の基本構想以降、少子高齢化、高度情報化の進展に伴い、子どもの読書活動 の一層の推進や、県民や地域の課題に対応した課題解決型サービスの提供など、図書 館の新たな役割が求められるようになった。
- ○また、市町村立図書館の整備の進展や図書館ネットワークの充実など、県立図書館を 取り巻く環境も大きく変化した。
- ○こうした環境の変化を受けて、平成19年の県図書館協議会からの「これからの時代

に求められる千葉県立図書館運営の在り方について(答申)」では、非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言された。

- ○また、平成21年には県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性 について(意見)」として、県立図書館の機能の強化や、市町村立図書館との役割分担 などの意見が示された。
- ○これらの答申や意見を踏まえて、平成23年12月に策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」では、高度情報化社会において、県立図書館が県域の中核的な情報拠点としての役割を果たすためには、従来の県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置し、地域分担して地域内の図書館サービスの向上を図るという考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、中央図書館、西部図書館、東部図書館の3館が一体となって、機能強化を図る方向性を示し、「県立図書館4館構想」からの転換を図った。
- ○また、県立図書館の中核と位置付けた中央図書館は、施設の老朽化が著しいだけでなく、平成18年に実施した耐震診断で耐震不足と診断され、耐震改修工事を喫緊の課題とし、利用者の安全確保と適正な運営に必要な改修を早急に行う必要があるとした。

■ 見直しの視点

- ○人口減少や少子高齢化が急速に進む中、社会構造の変化や地域の課題の増加・複雑化 などに対応した図書館サービスの見直しが求められている。
- ○また、情報通信技術の進歩と普及によりデジタル情報は飛躍的に増大し、紙資料と合わせてデジタル情報を提供することの図書館サービスにおける重要性を増すとともに、 地理的・時間的な制約を超えた発信型サービスも可能となるなど、図書館界にも大きな影響を及ぼしている。
- ○このため、県立図書館は、次章に示すとおり様々な課題に直面しており、これらの課題に対処するべく、今後の県立図書館の在り方を見直す必要がある。
- ○平成28年2月に県が策定した「千葉県公共施設等総合管理計画」では、県有施設に関して今後30年間で延べ床面積を15%削減することが示されており、また、同年7月に決定した「公の施設の見直し方針」において「現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を受けていることから、行財政改革の視点も踏まえた見直しが求められている。

千葉県の図書館の状況

■ 図書館を取り巻く社会状況の変化

- ○平成23年に「今後の在り方」を策定して以降、これからの図書館が果たすべき役割について、国では、平成24年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、新たに図書館の運営状況に関する点検・評価とその結果の公表や、郷土資料及び地方行政資料のデジタル化などの項目を追加した。
- ○また、本県においても、平成27年2月に第2期千葉県教育振興基本計画を策定し、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」に基づき、読書県「ちば」を推進し、図書館などが連携して子どもの読書活動の充実を支援していくことが盛り込まれた。
- ○このような状況の変化を踏まえ、県立図書館の抱える課題を改めて整理し、充実した 図書館サービスの提供に結びつけていく必要がある。

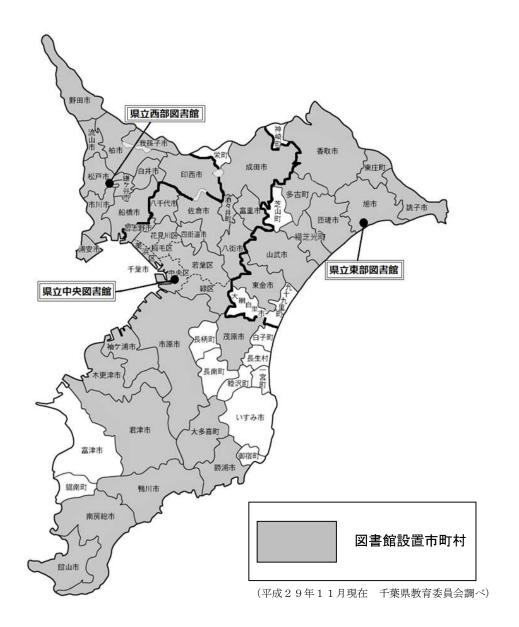
■ 県立図書館の現状と課題

§ 市町村への支援

○県立図書館の役割の一つは、市町村立図書館が住民の生涯学習と地域の発展を支える 情報拠点としての機能を十分に発揮し、充実した図書館サービスが行えるよう市町村 を支援することである。

市町村立図書館の整備促進

- ・県内の市町村立図書館の整備状況は、平成28年度に多古町に新たな図書館が設置 されるなど徐々に改善されてきているが、現在のところ市町村立図書館の設置率は 全国水準を若干下回っており、県南部を中心に15の市町村が依然として図書館未 設置の状態となっている。
- ・市町村立図書館は、地域の課題や住民のニーズを的確に把握し、様々な活動を展開する情報拠点として重要な社会教育施設であり、小・中学校などの学校図書館を支援していく役割も担っている。
- ・図書館が未設置の市町村に対しては、図書館の設置を促しながら、設置されるまで の間については、住民の読書環境や子どもの読書活動の推進力が低下しないよう引 き続き支援していく必要がある。



市町村立図書館における図書館サービスの充実

- ・平成24年の改正で、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に運営状況に関する点検・評価とその結果の公表についての項目が新たに設けられた。
- ・住民のニーズに即した図書館サービスを実施し、さらにサービスの改善を図ってい く上で、運営状況の評価などは重要な意味を持つ。
- ・県立図書館では、運営方針やサービスの指標を定め、その達成状況について自己点 検や評価を行っているが、市町村立図書館でも同様に、適切に運営状況を評価し、 図書館サービスの向上に努めなければならない。
- ・全国的に指定管理者制度や業務委託を導入する市町村立図書館が、近年徐々に増えている。
- ・図書館の運営形態の如何にかかわらず効果的なサービスの実施が求められており、

指定管理者制度などを導入した場合、運営者が数年ごとに交替する可能性があることから、司書の知識と経験の蓄積による図書館サービスの質が損なわれることのないよう注視し、支援していく必要がある。

§ 子どもの読書活動の推進

○子どもの読書活動を一層推進するために、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」を平成27年3月に策定し、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を定めた。 子どもが読書に親しむ機会の提供や学校図書館の支援など、県立図書館に期待される 役割は大きく、主体的に計画を推し進めていく必要がある。

子どもの読書活動推進センター機能の強化

- ・子どもの読書活動推進計画における取組の一つとして、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書活動の充実を支援する、県立図書館における「子どもの読書活動推進センター」機能の強化が挙げられる。
- ・中央図書館では、来館者サービスを通じて得られた経験を活かし、市町村立図書館などにおける児童サービスの内容が充実するよう、支援しているが、児童書研究のレファレンスや読み聞かせ講座など専門性を要求される児童サービス担当職員については、養成が十分に追いついていない市町村も多く、職員の異動などによって必要な知識や技術が継承されない傾向も見られる。
- ・県立図書館においても、児童サービスを提供できる人材の養成強化は課題であり、 今後、改善を検討していく必要がある。

学校図書館の支援

- ・図書館の資料と司書の能力の活用は、子どもたちの多様な学習を支援する上で効果 的な手段である。県立図書館では、利用頻度の高いテーマごとに資料をセット化し て貸し出したり、司書が学校を訪問したり本を使った調べ方の実習を行ったりして、 学校図書館を支援している。
- ・県では「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」を毎年開催し、連携することの意義について理解を求めているが、市町村立図書館と学校との情報交換や相互 理解は、まだ十分とは言えない状況である。
- ・学校図書館の更なる活性化のためには、県立図書館と市町村立図書館が、それぞれ

の役割に応じて学校との連携を深め、学校図書館の運営支援を強化する必要がある。

§ 知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点

○これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらず地域の住民にとって必要な資料や情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館として、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点になることが求められる。

調査研究の支援

- ・県立図書館では、3館で収集する資料の分野を分担し、西部図書館では自然科学・ 医学・工学系を、東部図書館では歴史や文学系を、中央図書館では他の2館で収集 していない社会科学系の分野などの専門書を主として収集している。
- ・中央図書館では、千葉県関係資料の全県的な収集を担ったり、子どもの読書活動支援の中核的な拠点として、児童資料を集中的に収集したりするなど、特色ある蔵書構築を行っている。
- ・しかしながら、このように資料が分散された状況や熟練した職員の不足などにより、 1日約100件にも及ぶ専門的な調査相談に迅速に対応することが困難となって きている。
- ・高度情報化社会において、より専門的な調査相談に応じていくためには、職員のレファレンスサービスの能力の向上と、分野別に専門的な知識を有する職員を養成していくことが求められるが、こうしたことからも同時に職員が県立図書館3館に分散している状況を見直し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

図書館職員を対象とした研修の充実

- ・県立図書館は、自館の職員の養成はもとより、県内の図書館サービスの向上に向け、 市町村立図書館などの職員の能力開発を図るため、県内の図書館職員の研修センタ ーとしての機能を果たしている。
- ・図書館職員が専門知識や必要な技術を身に付けるために様々な研修を実施しているが、住民のニーズに即した課題解決支援サービスや、情報通信技術の活用、子どもの読書活動への支援、学校図書館との連携、高齢者・障害者・外国人などの利用者に応じたサービスなど、研修内容を充実させ、体系的に実施することが不可欠。

§ 千葉県関係資料の計画的な収集、提供、保存

○千葉県関係の地域資料は、歴史的・文化的な価値を持つ財産であり、将来にわたり千葉県に関する情報を残していくためには、千葉県関係資料を計画的に収集し、県民に提供し、保存していくための仕組みが必要である。

関係機関との連携

- ・中央図書館では、千葉県関係資料を収集し、県民などからの調査相談に応じている。
- ・官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、すべてを網羅的に収 集できていない。
- ・市町村立図書館、大学図書館や専門図書館、博物館などの他機関でも多くの千葉県 関係資料を所蔵しているが、これらの所蔵情報を横断的に一括で検索できる仕組み も、現在までのところ部分的な整備にとどまっている。

デジタル化と情報発信

- ・県民がいつでもどこでも千葉県関係資料を検索・閲覧し、本県の文化に対する理解 を深め、次世代に継承できるよう、貴重な資料のデジタル化を進め、インターネット上で公開していくことで、県民の文化・学習活動への活用を支援していく必要が ある。
- ・資料のデジタル化は、貴重資料の劣化を防ぐ手段としても重要な意味がある。

§ 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

- ○急激な社会構造の変化の中で、県民が生涯にわたり自律的に学び、複雑な課題を解決 していくためには、十分な資料や情報が必要である。
- ○図書館は、図書や雑誌の閲覧・貸出しなどの従来の図書館サービスと、電子書籍やデジタルアーカイブなどの電子図書館サービスとを組み合わせたハイブリッド化を進めていくことがますます重要になっている。

電子書籍などの新たな図書館サービス

・国立国会図書館では、平成10年に「電子図書館構想」を定めて以降、着々と電子図書館サービスの基盤を整備し、資料のデジタル化とインターネット配信を進めている。

・千葉県立図書館でも、千葉県関係資料や、視覚障害のある方への資料のデジタル化 や音声化に取り組んでいるが、国や関係機関の動向などを分析し、市町村立図書館 をはじめ他の機関との連携を模索しつつ、電子図書館としての体制を整備していく 必要がある。

県内図書館間の物流ネットワークの強化

- ・県立図書館では、市町村立図書館などの資料を図書館協力車により県内全域の図書館や公民館図書室へ搬送するためのネットワークを整備し、参加を希望する学校や大学図書館なども含めた範囲までネットワークを拡張することに取り組んでいる。
- ・他の図書館からの資料の取寄せに要する期間の短縮化や、資料の受取場所の利便性 の向上については、図書館サービスに関する要望の中でも特に多く寄せられている ことから、資料の搬送方法などについて改善を加え、一層の迅速化と利便性の向上 を図る必要がある。

生活の場に届ける図書館サービス

- ・市町村立図書館では、地域のニーズに応えるために、ウェブサイト上からの資料 の貸出予約やメールでのレファレンスなど、インターネットを活用した様々なサ ービスを展開している。
- ・高度情報化が進む中で、インターネット環境や健康上の理由などにより、図書館 サービスを十分に享受できない住民も多く、より生活の場の近くに資料を届けら れるように、県立図書館及び市町村立図書館は様々な利用者や利用方法を想定し、 図書館サービスの底上げを図っていく必要がある。

§ 書庫の狭隘化と資料の廃棄

- ○書庫の狭隘化のため、中央図書館では書架の棚段数を増設するとともに事務室の一部 を書庫に転用するなどの対応をとっている。
- ○県立図書館3館の収蔵率は既に収蔵能力の9割を超える状態となっており、書庫不足は喫緊の課題となっている。

県立図書館3館の収蔵能力

・これまで、県立図書館では、千葉県関係資料などの貴重な資料を除き、資料を複数

持つことを避けるため、重複した資料を除籍してきたが、それでも蔵書冊数は増加 していく傾向にある。

・県立図書館は、資料を県内公立図書館で最低1冊は保存していく体制づくりを目指しているが、書庫狭隘化問題を抱えているため、市町村立図書館で廃棄される年間約50万冊にも及ぶ除籍資料の精査と、将来に残すべき資料を保存する体制づくりにまだ着手できていない。

(平成29年3月31日現在)

	中央図書館	西部図書館	東部図書館	合 計
収蔵可能冊数	552,000	500,000	500, 000	1, 552, 000
蔵書冊数	865, 250	272, 663	276, 741	1, 414, 654
収蔵割合	156.75%	54. 53%	55. 35%	91. 15%

※中央図書館蔵書の一部は、西部・東部に分散して保管

県内市町村立図書館の除籍状況

(単位:千冊)

種別/年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
蔵書冊数	18, 101	18, 281	18, 460	18, 749	18, 886
除籍冊数	491	520	494	476	566

引用:「千葉県の図書館」千葉県公共図書館協会 ※図書館未設置市町村を除く。

電子書籍の活用と資料のデジタル化

- ・従来の紙媒体の資料から電子書籍での代用についても検討しているが、現状では電子書籍サービスの内容はコミックや文芸書、実用書などが大半を占めており、県立図書館が主に収集・保存の対象としている専門書や調査研究用資料などについては、電子書籍サービスの展開は乏しい状況である。
- ・収集・保存している資料をデジタル化することによる蔵書量の縮小についても、デジタル化するために著作権者など権利者の許諾を得ることや、資料のデジタル化と公開に要する予算の確保など、課題が多く、現段階で書庫不足問題を抜本的に解決する手段とは成り得ない。

§ 中央図書館の老朽化と耐震不足の問題

○中央図書館は、建築後約50年が経過する施設で、老朽化に加え、耐震不足も判明し

ており、その対応が急務となっている。

耐震改修と特殊な構造

- ・中央図書館については、平成18年度に実施した耐震診断の結果、耐震不足が判明 した。
- ・耐震改修工事を実施するにあたって平成24年度に改修計画事前調査を行ったところ、建物の柱の上に梁がないという特殊な構造であるため一般的な補強方法が取れず、改修工事は技術的な難易度が極めて高いということが報告された。
- ・現在、施設の一部の立入りを制限し利用者に不便を生じている。

バリアフリー化の必要性

- ・中央図書館は、利用者専用のエレベーターが設置されておらず、資料運搬用に設置されたエレベーターを利用者にも使用させるなど、施設利用面で様々な課題を抱えている。
- ・特に障害者や高齢者が安心して利用できるように、バリアフリー化をはじめとした 施設全体の安全対策が求められている。

これからの千葉県立図書館 (基本理念 役割・機能 整備の方向性)

県立図書館の基本理念

- ○知識・情報・技術が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、くらし満足度日本一を実現するため、光り輝く千葉県を目指す知の拠点として、中核的公立図書館の重要な役割を担います。
- ○知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備して知の集積を図り、すべての県民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるようにします。
- ○自ら考え判断するための知識や情報を利用できるよう、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、人づくりや知の基盤づくりに貢献し、本県の経済・産業・文化・教育等の発展に寄与します。

1 県内図書館の中枢としての役割

【役割】(1) 市町村の読書環境充実のための支援

- 【機能】・全ての県民にとって充実した読書環境を提供できるよう図書館ネットワークを充実
 - ・図書館未設置市町村に資料の貸出や情報提供等を通じて図書館設置の意義の理解

【役割】(2)図書館職員の研修センター

- 【機能】・図書館サービスの維持・向上が図られるよう職員の資質向上のための研修会の開催
 - ・研修プログラムの内容を絶えず検証し、効果的な人材養成

【役割】(3)県内図書館ネットワークの拠点

- 【機能】・図書館協力車による資料の搬送方法を再検討し、サービスを改善
 - ・県内公立図書館で最低1冊は保存できる体制づくり

2 子どもの読書活動の推進

【役割】(1)子どもの読書活動の推進拠点

- 【機能】・児童サービスに習熟した職員の配置による組織体制の充実
 - ・図書館利用が困難な子どもへの読書支援サービスを拡充

【役割】(2)学校図書館の支援

- 【機能】・県立学校や市町村教育委員会の要請による学校図書館の運営相談等の実施
 - ・公立図書館と学校図書館との連携及び支援体制の充実

3 課題解決支援図書館

【役割】(1)調査研究や政策形成の支援

- 【機能】・県民が抱える課題や、地域の課題への迅速な調査・情報支援
 - ・県文書館や議会図書室、博物館などの関係機関と連携強化し、各施設機能を相互補完

【役割】(2)調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供

- 【機能】・市町村立図書館と収集する資料の分担を明確にした上で蔵書の充実
 - ・県民の多様な情報要求に応える環境の整備

4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

【役割】(1)千葉県関係資料の計画的な収集の整備と情報発信

- 【機能】・千葉県関係資料を計画的に収集できる仕組みの構築
 - ・千葉県関係資料の利用促進のための積極的な情報発信

【役割】(2)貴重資料の保存

- 【機能】・本県ゆかりの作家等の貴重資料の保存
 - ・インターネットを活用した貴重資料の利便性向上や災害などへの対応

5 知の創造と循環を生み出す公共の場

【役割】(1) 博物館など関係機関との連携

- 【機能】・MLA 連携 (Museum, Library, Archives) による文化的情報資源の活用
 - ・県民の個性や能力を伸張させる公の施設として複合化の検討

【役割】(2) すべての県民が利用しやすく安全で明るく快適な社会教育施設

- 【機能】・高齢者や視覚障害者などの読書活動・生涯学習活動の支援
 - ・知的交流が自然に図られるような空間

県立図書館の機能集約の検討

- (1) 資料の収集による利用者サービスの向上
 - ・3館に分散している資料を1館に集約し、ワンストップサービスを提供
- (2) 人的資産(司書) の集約による図書館機能の強化
 - ・ 3 館に分散している司書を集約し、課題解決支援機能などの図書館機能の強化
- (3) 施設の集約による業務の効率化とコストの削減効果
 - ・1館集約効率化による新たな図書館サービスの展開及び効率的な予算執行への期待
- (4) 結論と機能集約後の留意点
 - ・3館から1館に機能集約を図った上で、図書館機能を高めていくことが望ましい。
 - ・地域の図書館ネットワークを損なわないよう留意し、県全体の図書館サービスを充実

施設整備の方向性

- (1) 複合化の可能性
- ・類似施設との複合化は、県民サービス及び利便性の向上、光熱水費などの施設管理経費、人件 費の削減などの効果等に期待

(2) バリアフリー

- ・ 高齢者や障害者等にとっての社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的 確に行うための整備が必要
- (3) 立地条件
- ・本県の文化を継承し支える知的基盤として、行政情報を含めた多様な情報が集中する県中央部 に整備することが考えられる。

管理運営の在り方・評価・検証

- ○県立図書館の役割を十分果たすため、専門知識と経験を持った司書の継続的な確保が必要
- ○整備手法、民間活力の活用についての検討が必要
- ○行動計画(5年程度)を策定し、評価と検証を行い、図書館サービスの向上に努める。

これからの千葉県立図書館について

- 〇基本理念
- ○県立図書館の役割と機能

これからの千葉県立図書館

■ 基本理念

- ○県立図書館は、知識と情報が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会において、くらし満 足度日本一を実現するため、光り輝く千葉県を目指す知の拠点として、中核的公立図 書館の重要な役割を担っている。
- ○知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備して知の集積を図り、すべての県民が、生涯にわたり豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるようにしなければならない。
- ○そして、自ら考え判断するための知識や情報を利用できるよう、等しく良質な図書館 サービスを提供することにより、人づくりや知の基盤づくりに貢献し、本県の経済・ 産業・文化・教育などの発展に寄与する。

■ 県立図書館の役割と機能

§ 県内図書館の中枢としての役割

- ○充実した図書館サービスを住民に提供できるよう、県立図書館資料の協力貸出しや 職員研修の受講機会の提供などにより、市町村立図書館の運営を支援する。
- ○図書館未設置市町村に対しては、住民の読書環境の向上が図られるように支援する中で、図書館設置の意義について理解を求める。

市町村の読書環境の充実のための支援

- ・充実した図書館サービスを提供できるよう、図書館未設置市町村における公民館図 書室などを含めた市町村立図書館を対象として、図書館ネットワークによる県立図 書館資料の図書館間貸出しや、レファレンスの協力、運営相談などの支援を行う。
- ・市町村立図書館を定期的に訪問し、図書館の管理運営やサービスに関する助言を行 うとともに、図書館未設置市町村に対しては図書館設置の意義について理解を求め ていく。
- ・県公共図書館協会などを通じて、市町村立図書館と密接な連携を図り、資料の相互 貸借や人材養成支援などにより、図書館サービスの維持・向上と、県内図書館ネッ トワークの機能強化を図っていく。

図書館職員の研修センター

- ・図書館職員の資質の向上を目的に、研修の受講機会を提供し、図書館サービスに対するニーズを的確に把握できる人材を養成し、サービスの維持・向上を目指す。
- ・情報通信技術の進歩やデジタル情報の増加などに応じた図書館サービスを提供していくため、国や他の自治体の先進事例などを参考としながら、研修プログラムの内容を絶えず見直すことで、効果的な人材養成に努める。
- ・市町村からの求めに応じて、県立図書館で市町村職員を受け入れる。

県内図書館ネットワークの拠点

- ・県民への資料提供サービスの迅速化を図るため、図書館協力車の巡回コースや資料 の搬送方法を再検討し、サービス改善を目指す。
- ・図書館ネットワークの発展のため、市町村立図書館などの職員が相互に情報交換を 行い自施設の運営の参考となる情報を得る機会を増やすとともに、協力貸出・相互 貸借についての理解の浸透を図る。
- ・県民がいつでも必要な資料を簡単に利用できるよう、市町村立図書館で毎年除籍される資料のうち、県立図書館で所蔵していない資料は、県内で最低1冊は保存できる体制づくりを進める。

§ 子どもの読書活動の推進

○「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」に基づく施策を率先して展開し、子ど もの読書活動や、公立図書館と学校図書館との連携を推進する。

子どもの読書活動の推進拠点

- ・子どもの読書活動の推進に向け、児童サービスに習熟した職員を配置し、組織体制 の充実を図ります。また、県立図書館の専門職員を市町村立図書館などに派遣し、 読み聞かせなどの講座を開催するなど、子どもの読書環境の充実を図る。
- ・出張お話し会や点訳絵本の製作など、図書館の利用が困難な子どもを対象とした読書支援サービスを充実させるとともに、子どもの読書活動を支える県内のサークルやボランティア団体などの支援・養成を行う。

・自立した大人となる中・高校生の時期に大切な、進路選択や生き方などの多様なテーマとの出会いを、読書を通じて支援する、ヤングアダルト(ティーンズ) サービスの充実を図る。

学校図書館の支援

- ・県立学校への講師派遣や、学校図書館の運営相談を強化するとともに、市町村教育 委員会の要請に応じ、小・中学校への講師派遣や学校図書館の運営相談を行う。
- ・障害などの理由により図書館利用や読書活動が困難な児童・生徒の在学する学校を 訪問し、これら児童・生徒の読書活動に関わる教職員、保護者及びボランティアの 支援を行う。
- ・公立図書館と学校図書館との連携の強化と、学校図書館の支援体制の充実を図る。

§ 課題解決支援図書館

- ○多様な情報を迅速かつ的確に提供し、県民が抱える様々な課題を解決できるよう支援 する。
- ○関係機関と連携し、県内企業や行政機関の調査研究や政策形成のために必要な情報を 収集・提供する。

調査研究や政策形成の支援

- ・県民や県内企業、団体へ、生活や仕事に役に立つ情報拠点として図書館が活用できることを積極的に周知する。
- ・健康・医療や福祉、ビジネス、法律・判例などの県民が抱える課題や、まちづくり や地域振興など地域の課題への迅速な調査・情報支援のための体制を整備するとと もに、それらに対応できる司書を養成する。
- ・博物館や文書館、議会図書室などの関係機関との連携を強化し、それぞれの機能を 相互に補完しつつ、課題解決のため、より的確な支援の充実に努める。
- ・県や市町村の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を収集・提供できるよう努める。

調査研究に役立つ資料の収集と情報の提供

- ・住民の身近にある市町村立図書館との間で、収集する資料の分担を明確にし、県立 図書館として必要な調査研究に役立つ資料を収集し、蔵書の充実を図る。
- ・オンラインデータベースなどの県民の情報に対する多様なニーズに応えられる環境 を整備する。

§ 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

○本県の文化・歴史を次世代に継承していくため、貴重資料をはじめ、将来にわたって 残すべき資料の保存体制の整備と、資料のデジタル化を推進する。

千葉県関係資料の計画的な収集の整備と情報発信

- ・市町村立図書館や博物館、文書館などの関係機関と連携し、役割分担を明確化した 上で、デジタル情報、視聴覚資料などを含めた千葉県関係資料を計画的に収集でき る仕組みを構築する。
- ・国のデジタルアーカイブに係る議論の動向を注視しつつ、博物館や文書館、大学図書館などの関係機関との連携により、県内の蔵書を一括して検索できるシステムの構築を目指す。
- ・千葉県関係資料の検索・情報提供サービスについて、ホームページや様々な広報媒体を活用して積極的に情報発信し、利用の促進に努める。

貴重資料の保存

- ・本県ゆかりの作家や本県を舞台とした作品などの貴重な資料を保存します。
- ・著作権法などの法令や制度を検証し、国や関係団体の動向を把握しながら、資料の デジタル化を進めることにより、インターネットを活用した利便性の向上や、災害 などによる消失に備える。

§ 知の創造と循環を生み出す公共の場

- ○知識基盤社会におけるこれからの図書館は、人々の知識を相互に交流させ、新たな知の創造や課題解決のために資料・情報を提供する。
- ○資料を用いて自律的に学ぶ場、自らの学びの成果を報告する場、関心を共有する人が

集まり討議する場となるよう、県民の知の創造と循環に貢献する公共の場を目指す。

○資料・情報を収集・蓄積し、体系的に提供して、県民の情報活用と社会全体の教育力 の向上に貢献する。

博物館など関係機関との連携

- ・MLA連携(博物館-図書館-文書館)や大学図書館などとの連携により、文化的情報資源(知識、資料など)を収集、蓄積、提供し活用していくため、更なる図書館職員の専門知識の向上や、関係機関相互の協力を図る。
- ・博物館や文書館などとの協同事業や連携体制を充実させ、各々の施設の独自性や特 徴を尊重しつつ、それぞれの施設の利用者サービスの向上の観点から、施設の複合 化の可能性を検討する。
- ・大学図書館や研究機関などとの連携強化を図り、県民が利用できる文化的情報資源 を拡充し、多様な学習ニーズに対応する。

すべての県民が利用しやすく安全で明るく快適な社会教育施設

- ・高齢者や視覚障害者などの読書活動・生涯学習活動の支援を推進するため、文字の 大きな活字本や拡大読書器の設置、音声録音図書や活字デジタル図書の整備などの 読書環境の充実を図る。
- ・県民の学習意欲の向上や課題解決のための調査など、静謐な環境を要する個人学習 と、ワークショップやグループ学習などの様々な学習形態とに対応できるよう、施 設内の空間構成に配慮し、これらに資する情報機器の整備を図る。
- ・人と人との出会いや、新たな創造や思考が触発され、知的交流が自然に図られるような空間づくりを検討する。

県立図書館の施設整備の方向性について

- 〇県立図書館の機能集約の検討
- ○施設整備の方向性
- ○管理運営の在り方
- ○具体的な取組と評価・検証

県立図書館の施設整備の方向性

■ 県立図書館の機能集約の検討

§ 機能集約の検討の必要性と考え方

- ○県教育委員会では、平成23年12月に策定した「今後の在り方」の中で、「県立図書館4館構想」から現在の「中央図書館を中心とした3館体制で機能強化」に方針の転換を図った。
- ○「今後の在り方」で早急に改修を行う必要性が指摘されていた中央図書館については、平成24年に実施した改修計画事前調査の結果、耐震改修が技術的に難しい問題を抱えていることが判明している。
- ○他にも改修に伴う工事費の不経済性、建物の老朽化やバリアフリー不足、書庫不足 などの様々な問題点を考慮すると、建物自体の建替えを最も現実的な選択肢として 検討する段階にあると言える。
- ○これからの県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、平成28年7 月に行政改革推進本部で決定した「公の施設の見直し方針」における「現行の県立 図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能 集約化等も含め継続して検討を行う」との指摘を踏まえることが必要である。
- ○機能集約の検討の考え方としては、3館ある県立図書館について、3館を維持しているパターンと、2館、または、1館に減少させるパターンとが考えられ、2館、1館のパターンでは、図書館の組合せにより、さらに複数のパターンが想定される。
- ○県立図書館の抱えている課題や求められる役割を勘案して、最も現実的な選択肢であろう以下の3つのパターンに検討範囲を絞った上で、利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化といった視点で比較検討を行うこととした。
 - 【パターン A】現状の3館体制を維持し、各々の館でこれまでのサービスを展開する。(中央図書館を改築した上で、3館体制を維持するパターン)
 - 【パターン B】耐震問題などを抱えている中央図書館を廃止し、中央図書館の機能 は西部・東部の2館で分担する。(2館体制への機能集約を図るパタ ーン)

【パターン C】中央図書館を改築し、西部・東部の図書館機能を中央に統合する。 (1館体制への機能集約を図るパターン)

§ 資料の集約による利用者サービスの向上

- ○県立図書館では、3館それぞれが分野を分担して資料整備をしてきたが、各館が重点分野を分担して資料を収集し、保存することは、各館の利用者の要求に必ずしも適ったものではなく、分野をまたがる複合的な課題に対して調査を行う上で不便が生じている。
- ○課題解決支援のため、司書が電話やメール、窓口でレファレンスサービスに応じる際も、自館の重点収集分野と異なる調査依頼に対して、調査に時間を要することもあり、レファレンスサービスの効率性・迅速性にも難点がある。
- ○これらの課題については、資料を1館に集約することで、利用者サービスの向上に つながることが期待できる。

§ 人的資産(司書)の集約(結集)による図書館機能の強化

- ○これからの図書館は知識基盤社会における地域の発展を支える情報拠点としての 役割が期待されているが、高度情報化社会において県民や企業などからの高度な調 査相談に対応していくためには、レファレンスサービスに応じる職員にも専門性の 高さが求められる。
- ○現在3館に分散している司書を1館に結集することにより、課題解決支援機能など の県立図書館機能をより強化させることが期待できる。

§ 施設の集約による業務の効率化とコストの削減効果

- ○施設を集約した場合を、3館体制とを比較すると、前者は現在分散して行っている 資料の搬送作業や蔵書整理、職員養成のための研修機会の提供などの労力の無駄が 省かれ、効率化により新たな図書館サービスの展開が期待できる。
- ○施設を集約した場合、図書館の運営に要する経費を大幅に削減することもでき、1 館体制と3館体制との今後30年間での図書館関係の総コストの差額は約73.3 億円程度生じることが見込まれ、これは県立図書館の資料購入費(平成29年度) の約120倍に上る。

§ 結論と機能集約後の留意点

- ○利用者サービスへの影響、県立図書館機能の発揮、図書館経営の合理化、のそれぞれの視点から検討した結果から総合的に判断すると、県立図書館は現状の3館体制を改めて、1館に機能集約を図った上で、図書館機能を高めていくことが望ましい。
- ○機能集約する場合、これまで県立図書館が果たしてきた各地域の市町村立図書館などとの連携による地域の図書館ネットワーク機能を損なうことが無いよう留意し、 運営相談や人的交流などの面でもこれまでの県立図書館と市町村立図書館などと の関係を維持・発展させるよう十分に配慮しなければならない。
- ○市町村立図書館の支援を通じて県全体の図書館サービスの充実を図ることも県立 図書館の役割であり、市町村立図書館との資料の相互貸借などの連携を強化することにより、県民の読書環境の向上に取り組む必要がある。

■ 施設整備の方向性

○県立図書館の施設整備の方向性を検討するに当たっては、平成28年2月に策定された「千葉県公共施設等総合管理計画」を踏まえ、環境負荷の低減やライフサイクルコストの縮減を意識し、整備手法については、行政改革計画・財政健全化計画に基づき PPP/PFIなどの民間活力の幅広い活用を検討する。

§ 複合化の可能性

○類似施設との複合化は、施設総量の縮減効果のみならず、県立図書館の機能を強化 し、県民サービスの向上、施設管理経費や人件費の削減などの効果が期待できる。

§ バリアフリー

○施設整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)を踏まえるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)第5条の規定に基づく、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための整備に努める。

§ 立地条件

○図書館は、本県の文化を継承し支える知的基盤として、人を育て、産業の振興・地域 の活性化に寄与する公の施設であり、図書館ネットワークや関係機関との連携などを 考慮すると、行政情報を含めた多様な情報が収集・発信・蓄積される県中央部に立地 することが適当といえる。

■ 管理運営の在り方

- ○県立図書館の役割は、市町村立図書館や学校図書館などの支援、県内図書館ネット ワークの広域的かつ長期的な視野に立った強化、先進的な図書館サービスの調査研究、 研修プログラムの開発・実施などである。
- ○これらの役割は司書の専門知識や長年培ってきた経験によって十分に果たされるもので、このような知識と経験を持った司書の継続的な確保を考えると、指定管理者制度を全面的に導入することは、県立図書館には適さないと考える。
- ○図書館業務のうち、施設の維持管理業務や図書館資料の搬送業務など個々の業務については、指定管理者制度などの民間活力の活用により、コスト削減やサービス向上が図られる可能性もあり、今後、施設の整備手法と併せて検討していく必要がある。

■ 具体的な取組と評価・検証

- ○図書館サービスを充実させ、県立図書館の機能をより高めていくためには、運営に対する目標を明確化し、目標の達成状況を常に評価・検証し、新たな取組に反映していく姿勢が不可欠である。
- ○見直しを行った県立図書館の役割と機能に従い、新たに5年程度の期間の運営目標と 具体的な取組を盛り込んだ行動計画を策定した上で、毎年その評価・検証を行い、図 書館サービスの向上に努める。

千葉県立図書館の今後の在り方検討事業

- 1 **業務の目的** 老朽化が著しい中央図書館を含めた県立図書館について、市町村立図書館との連携方策 やインターネットを活用したサービスの充実など県立図書館として求められる役割・機 能、施設整備の方向性などを検討する。
- **2 業務の期間** 平成 29 年 9 月 4 日から 12 月 28 日まで
- 3 業務の概要
- (1) インターネットを活用した図書館サービスの導入・充実に関する調査・分析
- (2) 市町村立図書館との連携方策における先進モデルの調査・分析
- (3) 県立図書館の整備体制別のコスト面の比較検討
- 4 業務の内容
- (1) 都道府県立図書館のサービス提供実態調査
 - ・千葉県立図書館を除く各都道府県立図書館のうち、中央館・本館 46 館にメールでアンケート調査票を 送付し、43 館から回答を得た
 - ・実施期間は、平成29年10月13日から10月27日まで
 - ・調査テーマは、「公立図書館における電子書籍サービスの導入」、「既存資料のデジタル化とインターネット公開」、「予約・検索・貸出システム」「市町村立図書館の職員研修・運営相談」、「県内公共図書館の図書資料の相互貸借と搬送システム」、「図書資料の収集と保存における役割分担」
- (2) 電子書籍サービスの導入・充実に関する調査
 - ・電子書籍サービスを導入している市区町村立図書館 63 館に対し、電子メールまたは郵送でアンケート 調査票を送付し、50 館から回答を得た
 - ・実施期間は、平成29年10月11日から10月24日まで
- (3) 他都道府県立図書館のヒアリング・現地調査
 - ・先進的な取組みを行っている他の都道府県立図書館等へのヒアリング・現地調査を実施
 - ・調査対象は京都府立京都学・歴彩館、岡山県立図書館、奈良県立図書情報館、滋賀県立図書館の4館
- (4) 県立図書館の体制別のコスト試算
 - ・平成30年から平成59年までの期間で発生すると見込まれる県立図書館のコスト全般について、3館体制を維持した場合と、2館体制または1館体制に機能集約した場合とで、試算を行い、コスト面での優位性の検討を行った
 - ・1 館体制-中央建替(10,000 m²)、2 館体制-中央廃止・西部/東部を改修・増築、3 館体制-現状維持

参考資料編

□ 都道府県立図書館のサービス提供実態調査・・・・・・・【参考1】
 □ 電子書籍サービスの導入・充実に関するアンケート調査・・・【参考2】
 □ 各県立図書館等の先進事例のヒアリング調査・・・・・・・【参考3】
 □ 県立図書館の整備体制別のコスト比較検討・・・・・・・【参考4】
 ※ 本参考資料は、「千葉県立図書館の今後の在り方検討事業(業務期間:

平成 29 年 12 月 28 日まで)」における 11 月 28 日時点での中間

報告をもとに作成しています。

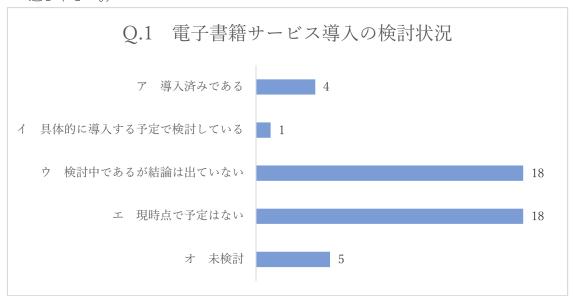
都道府県立図書館のサービス提供実態調査

I. アンケート調査の実施状況

実施期間は、平成29年10月13日(金)から10/27(金)まで。 実施手法は、千葉県立図書館を除く各都道府県立図書館のうち、中央館・本館にあたる46館にメールでアンケート調査票を送付し、対象とした全館から回答を得た。

Ⅱ. 調査結果

Q.1 貴館における電子書籍サービス導入の検討状況について、下記の選択肢から1つをお選び下さい。)



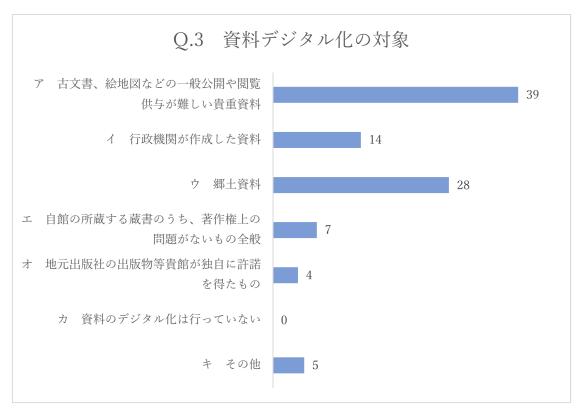
	選択肢	回答数	/46
ア	導入済みである	4	8.7%
1	具体的に導入する予定で検討している	1	2.2%
ウ	検討中であるが結論は出ていない	18	39.1%
エ	現時点で予定はない	18	39.1%
オ	未検討	5	10.9%
	合計	46	

Q.2 (Q.1 でエ、オのいずれかを選択された場合のみ、こちらの質問にご回答下さい。) 貴館で電子書籍サービスを導入しない理由について、下記の選択肢で当てはまるものにチェックを入れて下さい。(複数選択可)



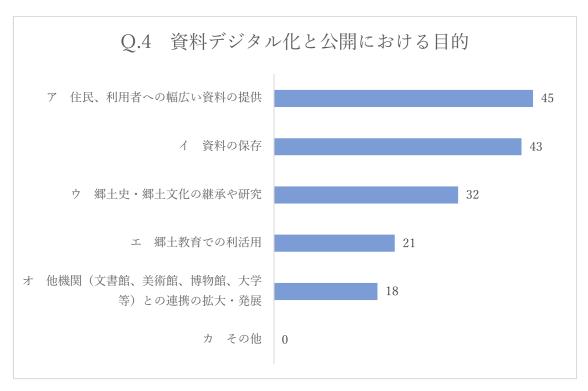
選択肢	計	/46 館
ア 電子書籍サービス提供のための予算が十分に 確保できない	20	43.5%
イ 既存の電子書籍サービスが利用者にとって使 いづらい	2	4.3%
ウ 既存の電子書籍サービスが図書館にとって使 いづらい	5	10.9%
エ 館の収集基準に合致するコンテンツがない・ 不足している	13	28.3%
オ 電子書籍サービス事業者等による継続的なサービス供給に不安を感じる	13	28.3%
カ 利用者のニーズや住民からの要望が少ない	8	17.4%
キ その他	3	6.5%
合計	64	

Q.3 貴館ではどのような種類の資料をデジタル化の対象としていますか。下記の選択肢で 当てはまるものにチェックを入れて下さい。(複数選択可)



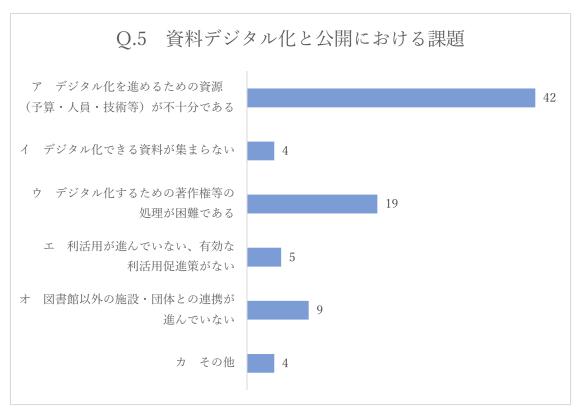
選択肢	計	/46 館
ア 古文書、絵地図などの一般公開や閲覧供与が 難しい貴重資料	39	84.8%
イ 行政機関が作成した資料	14	30.4%
ウ郷土資料	28	60.9%
エ 自館の所蔵する蔵書のうち、著作権上の問題 がないもの全般	7	15.2%
オ 地元出版社の出版物等貴館が独自に許諾を得たもの	4	8.7%
カ 資料のデジタル化は行っていない	0	0.0%
キ その他	5	10.9%
合計	97	

Q.4 貴館での資料デジタル化とその公開において、どのようなことを事業の目的としていますか。下記の選択肢で当てはまるものにチェックを入れて下さい。(複数選択可)



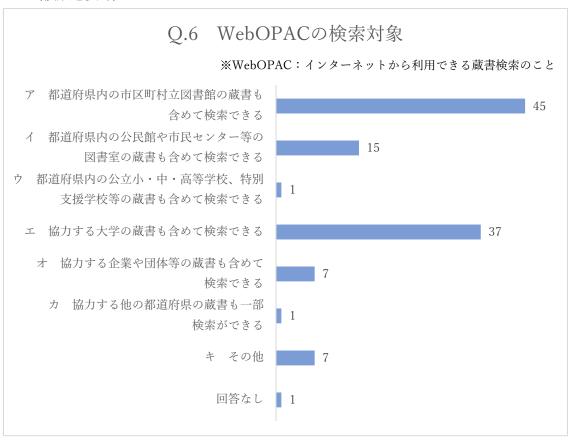
選択肢	計	/46 館
ア 住民、利用者への幅広い資料の提供	45	97.8%
イ 資料の保存	43	93.5%
ウ 郷土史・郷土文化の継承や研究	32	69.6%
エ 郷土教育での利活用	21	45.7%
オ 他機関(文書館、美術館、博物館、大学等) との連携の拡大・発展	18	39.1%
カ その他	0	0.0%
合計	159	

Q.5 既存の資料のデジタル化と公開を進めていく際に、どのようなことが課題となっていますか。下記の選択肢で当てはまるものをお選び下さい。(複数選択可)



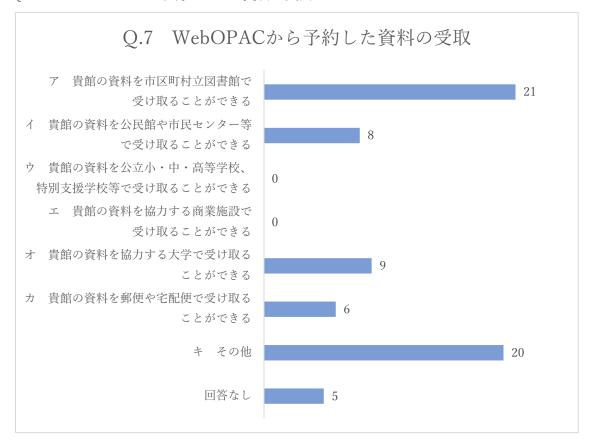
選択肢	計	/46 館
ア デジタル化を進めるための資源(予算・人	42	91.3%
員・技術等)が不十分である	42	91.370
イ デジタル化できる資料が集まらない	4	8.7%
ウ デジタル化するための著作権等の処理が困難	19	41.3%
である	19	41.5%
エ 利活用が進んでいない、有効な利活用促進策	5	10.9%
がない	5	10.9%
オ 図書館以外の施設・団体との連携が進んでい	9	19.6%
ない	9	19.0%
カ その他	4	8.7%
合計	83	

Q.6 貴都道府県の図書館ネットワークで提供しているサービス・機能を教えてください。 (複数選択可)



選択肢	計	/46 館
ア 都道府県内の市区町村立図書館の蔵書も含めて検索できる	45	97.8%
イ 都道府県内の公民館や市民センター等の図書 室の蔵書も含めて検索できる	15	32.6%
ウ 都道府県内の公立小・中・高等学校、特別支 援学校等の蔵書も含めて検索できる	1	2.2%
エ 協力する大学の蔵書も含めて検索できる	37	80.4%
オ 協力する企業や団体等の蔵書も含めて検索できる	7	15.2%
カ 協力する他の都道府県の蔵書も一部検索ができる	1	2.2%
キ その他	7	15.2%
回答なし	1	2.2%
合計	114	

Q.7 ウェブサイトから予約のあった資料の貸出について



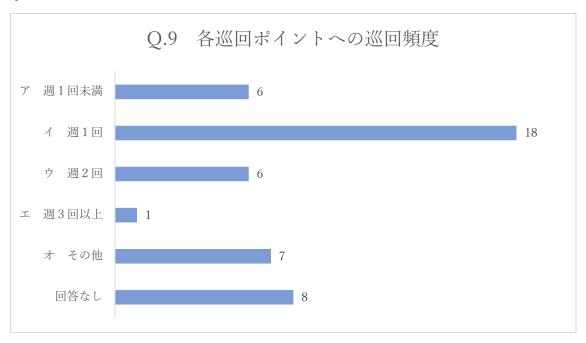
選択肢	計	/46 館
ア 貴館の資料を市区町村立図書館で受け取ることができる	21	45.7%
イ 貴館の資料を公民館や市民センター等で受け 取ることができる	8	17.4%
ウ 貴館の資料を公立小・中・高等学校、特別支援学校等で受け取ることができる	0	0.0%
エ 貴館の資料を協力する商業施設で受け取ることができる	0	0.0%
オ 貴館の資料を協力する大学で受け取ることができる	9	19.6%
カ 貴館の資料を郵便や宅配便で受け取ることができる	6	13.0%
キ その他	20	43.5%
回答なし	5	10.9%
合計	69	

Q.8 市区町村立図書館等との相互貸借の搬送ネットワークにおける、搬送を行う協力車・ 連絡車の状況について、協力車・連絡車の巡回ポイントをどのように設定していますか。 (複数選択可))



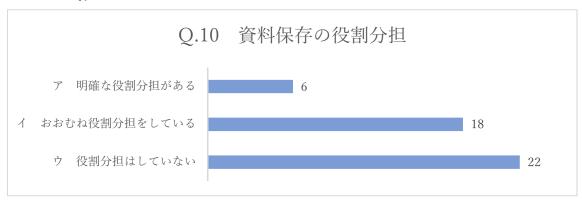
	選択肢	計	/46 館
ア	都道府県立図書館の本館以外の館	6	13.0%
1	市区町村立図書館の中央館・本館	30	65.2%
ウ	市区町村立図書館の地区館・分館	7	15.2%
エ	公民館、文化センター等	14	30.4%
オ	小・中学校等	0	0.0%
カ	高等学校・特別支援学校等	9	19.6%
+	協力する病院・社会福祉法人等	3	6.5%
ク	協力する大学	18	39.1%
ケ	協力する企業・団体	3	6.5%
⊐	その他	22	47.8%
回名	答なし	3	6.5%
	合計	115	

Q.9 各巡回ポイントへの巡回頻度はどの程度ですか。



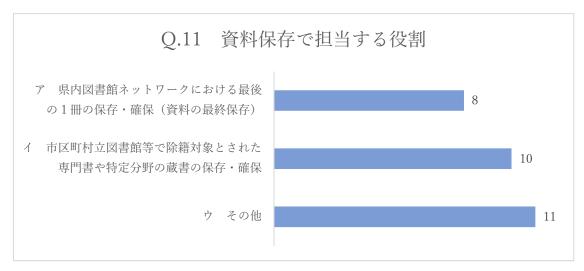
選択	は肢	計	/46
ア 週1回未満		6	13.0%
イ 週1回		18	39.1%
ウ 週2回		6	13.0%
工 週3回以上		1	2.2%
オーその他		7	15.2%
回答なし		8	17.4%
	合計	46	

Q.10 貴都道府県内の、都道府県立図書館と市区町村立図書館との図書館ネットワークにおいて、資料の保存に関して明確な役割分担はありますか。当てはまるものをお選びください。)



	選択肢	計	/46
ア	明確な役割分担がある	6	13.0%
1	おおむね役割分担をしている	18	39.1%
ウ	役割分担はしていない	22	47.8%
	合計	46	

Q.11 (Q.10 でア、イを選択された場合のみ、こちらの質問にご回答ください。)上の役割 分担の中で、貴館はどのような役割を担当していますか。当てはまるものを教えてくだ さい。(複数選択可)



選択肢	計	/29	
ア 県内図書館ネットワークにおける最後の1冊 の保存・確保(資料の最終保存)			
イ 市区町村立図書館等で除籍対象とされた専門 書や特定分野の蔵書の保存・確保	10	34.5%	
ウその他	11	37.9%	
合計	29		

Q.12 貴都道府県内の学校図書館の運営の支援について、貴館の支援の対象として当ては まるものをお選びください。(複数選択可)



	選択肢	計	/46 館
ア	公立の小学校	35	76.1%
1	公立の中学校	35	76.1%
ウ 等)	県立学校(公立の高等学校・特別支援学校	44	95.7%
エ	私立の小学校	26	56.5%
才	私立の中学校	31	67.4%
カ	私立の高等学校・特別支援学校等	38	82.6%
+	その他	7	15.2%
	合計	216	

Q.13 (Q.12 でいずれか一つ以上を選択された場合のみ、こちらの質問にご回答ください。) 上の支援の内容として、貴館はどのような支援を行っていますか。当てはまるものを教 えてください。(複数選択可)



	選択肢	計	/46 館
ア	資料の協力貸出	39	84.8%
1	訪問による読書支援	13	28.3%
ウ	学校向けの貸出用セット資料の整備	30	65.2%
エ	司書教諭・学校司書等の養成支援	20	43.5%
オ	学校図書館の運営相談	23	50.0%
カ	協力レファレンス	25	54.3%
+	その他	14	30.4%
	合計	164	

電子書籍サービスの導入・充実に関するアンケート調査

1 アンケート調査の実施状況

実施期間は、平成29年10月11日(水)から10月24日(火)まで。 実施手法は、電子書籍サービスを導入している市区町村立図書館、計63館に対し、電子メールまたは郵送でアンケート調査票を送付し、50館から回答を得た。

2 調査結果

Q.1 貴館において電子書籍サービスを導入したのはいつですか。



選択肢	回答数	/50 館
2009 年度以前	1	2.0%
2010 年度	1	2.0%
2011 年度	2	4.0%
2012 年度	4	8.0%
2013 年度	9	18.0%
2014 年度	8	16.0%
2015 年度	9	18.0%
2016 年度	11	22.0%
2017 年度	5	10.0%
合計	50	

Q.2 貴館において電子書籍サービスを導入した理由はなんですか。(複数回答可)



選択肢	回答数	/50 館
ア 住民や利用者の要望に応えて	9	18.0%
イ 来館困難者(遠隔地居住者、障がい者、高齢者 等)へのサービスとして	35	70.0%
ウ 紙媒体の図書資料閲覧が困難な利用者へのサービ スとして	15	30.0%
エ 電子でのみ提供可能な資料提供のため	11	22.0%
オ 指定管理者の企画提案により	27	54.0%
カーその他	10	20.0%
合計	107	

各県立図書館等の先進事例のヒアリング調査

1. 調査の目的

先進的な取組みを行っている各県立図書館等へのヒアリングを行い、具体的事例 の補強を行うことを目的とする。

2. 調査の対象と調査事項

	調査対象	調査実施日時	調査事項
1	京都府立京都	平成29年10月31日(火)	i 「地域資料の収集及びデジ
	学・歴彩館	10 時~12 時	タル化の取組」について
2	岡山県立図書館	平成29年10月31日(火)	i 「市町村立図書館職員の研
		14 時 30 分~17 時	修」について
			ii 「デジタルアーカイブ事業
			における連携」について
3	奈良県立図書情	平成 29 年 11 月 1 日 (水)	i「「知的交流」の場所として
	報館	9時30分~12時	の図書館、図書館の情報セン
			ター機能」について
4	滋賀県立図書館	平成29年11月1日(水)	i 「資料の保存における役割
		14 時 30 分~17 時	分担」について
			ii「学校図書館の支援」につい
			て
			iii 「市町村立図書館の運営支
			援」について

3. 調査結果

① 京都府立京都学・歴彩館

施設概要	開館 平成 29 年 4 月 28 日			
	建物	延床面積約 24,000 m²、地上 4 階地下 2 階		
	蔵書数	951,243 冊 (平成 29 年 3 月 31 日現在)		
		収蔵能力は約77万冊		
	職員数	職員(再任用含む)40名、嘱託21名(平成28年12月1		
		日現在)		
	開館日・	平日 9 時~21 時(展示室、京都学ラウンジは 18 時まで)		
	時間	土日9時~17時		
		休館日:祝日、年末年始、毎月第2水曜日、蔵書整理期間		
調査事項1	京都に	関する資料の総合的な収集、保存、公開を行ってきた府立		
地域資料	総合資料	館の機能を継承しつつ、国際的な研究と発信、交流の拠点		
の収集及	となるこ	とを目指している。その目的を達成するため、所蔵資料の		
びデジタ	デジタル化と公開を進めているほか、公益財団法人陽明文庫(旧公			
ル化の取	爵家近衛家に伝わる古文書、古典籍、古美術工芸品等を保存管理し			
組	ている歴	ている歴史資料館)が所蔵する資料で、デジタル化されたもの(国		
	宝の「御	宝の「御堂関白記」等)を館内で閲覧可能としている。		
	京都に	京都に関する資料はすべて集め、京都のことならここへ来ればわ		
	かるよう	にする、というコンセプトが明確であり、「京都」という国		
	際的観光	都市、歴史のある都市としてのブランド力、国宝級の資料		
	があると	いったことが、その魅力を支えていると考えられる。		

② 岡山県立図書館

施設概要	開館 平成 16 年 9 月 25 日		
	建物	延床面積 18, 193 ㎡、地上 4 階地下 1 階	
	蔵書数	1,389,624 冊 (平成27 年度統計)	
		収蔵能力は約 230 万冊	
	職員数	職員(嘱託、臨時、賃金職員含む)73名、アルバイト35	
		名(平成 27 年度統計)	
	開館日・	平日9時~19時(有料貸出施設は21時まで)	
	時間	土日祝10時~18時(有料貸出施設は9時から)	
		休館日:月曜日、年末年始、資料整理期間	
調査事項1	市町村	立図書館からの多様な研修の要望に応えるため、通常の業	
市町村立	務のライ	ンとは別に、研究テーマ別のグループに職員を分け、共同	
図書館職	で研究活	動を行っている。(平成28年度の共同研究テーマ:利用者	
員の研修	サービスと危機管理、図書館の自由と著作権、障害者・高齢者・多		
	文化サービス、児童サービス、学校支援、レファレンス、資料収集・		
	保存、ICT 活用・電子書籍)		
	活動の成果は研修内容の充実にとどまらず、県立図書館職員のス		
	キルアップによる、課題解決支援サービスなどの直接サービスの質		
	の向上にも寄与している。		
調査事項2	平成 16 年の開館当時から「デジタル岡山大百科郷土情報ネット		
デジタル	ワーク」というデジタルアーカイブ事業を行い、郷土資料の収集と		
アーカイ	デジタル化・公開に取り組んでいる。搭載するコンテンツについて		
ブ事業に	は、「郷土情報募集事業」として広く県民から資料・情報を募集して		
おける連	おり、応募されたコンテンツは内容を審査のうえ、デジタル化し、		
携	公開して	いる。	
	郷土情	報ネットワークでは、岡山大学との連携事業の成果である	
	「池田家	文庫絵図」をはじめ、県立博物館や他の行政機関と連携し	
	て様々なデジタルコンテンツを提供している。		

③ 奈良県立図書情報館

施設概要	開館	平成 17 年 11 月 3 日		
	建物	延床面積 12, 123. 17 ㎡、地上 3 階地下 1 階		
	蔵書数	709, 198 冊 (平成 28 年度統計)		
		収蔵能力は約 125 万冊		
	職員数	職員(嘱託、日々雇用含む)45名(平成28年度統計)		
	開館日・	9 時~20 時		
	時間	休館日:月曜日、毎月末日、年末年始		
	I			

調査事項1 流」の場所 としての 図書館、図 書館の情 報センタ

一機能

平成 17 年に開館した奈良県立図書情報館は、高度情報化社会の 「知的交」到来により、資料や情報を扱う図書館のあり方に大きな変化が求め られているなかで、21世紀に十分に通用する新しい県立図書館を 目指し、検討の開始から開館まで10年以上の月日を割いてきた。 新館の特徴的なコンセプトの一つに「知的交流」活動を活性化され るための機能があげられており、公立図書館として初めて開催した ビブリオバトルをはじめ、多様な講座・イベントをNPO法人や有 志とタイアップし、定期的に開催している。

> 情報センターとしての機能も充実しており、利用者サービス部門 の置かれている主な2フロア(2階・3階)のうち、2階フロアを 情報のフロアとして、「オーサリングルーム」(動画編集、DVD・BDの 作成のほか、大判プリンタへの印刷ができる)・「デジタルスタジオ」 (撮影機材を用いた撮影や、録画、録音などができる)といった施 設を設け、様々な情報機器を駆使しつつ、自ら学び、創造していく という情報の利活用ができる空間を提供している。

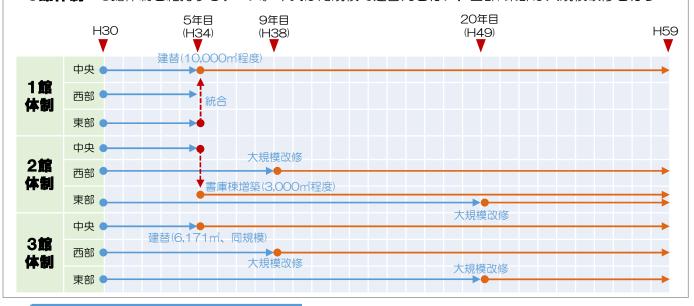
④ 滋賀県立図書館

④ 滋賀県立図書館			
施設概要	開館 昭和 55 年 7 月 10 日		
	建物 延床面積 12,850 m²、地上 2 階地下 1 階		
	蔵書数 1,411,705 冊 (平成28年度統計)		
		収蔵能力は約140万冊	
	職員数	員数 職員(非常勤職員含む)29名(平成29年5月1日現在)	
	開館日・	平日 10 時~18 時	
	時間	土日祝 10 時~17 時	
		休館日:月曜日、火曜日、祝日の翌日、年末年始、特別整	
		理期間	
調査事項1	市町立	図書館の除籍資料のうち、県内で保存していく必要性の高	
資料の保	い資料を	県立図書館で受け入れ、整理・保存し、活用していく資料	
存におけ	保存セン	ターとしての取組を平成4年から実施している。滋賀県で	
る役割分	は当時、	公共図書館全体で図書が少なかったこともあり、県内に残	
担	していく	仕組みを作ることが課題であった。	
	雑誌については、県立図書館と市町立図書館の収集対象の重複も		
	少なかったため、連携して保存していく方法を検討した結果、市町		
	立図書館が保存する雑誌を分担し、雑誌ごとの最終保存館(アンカ		
	一館)を決定して、共同して保存に取り組む「アンカー館方式」を		
	取り入れることとした。		
調査事項2	学校図書館を有効に活用してもらうため、児童・生徒や教職員、		
学校図書	市町の図書館と協力して、①学校図書館の現状の把握とリニューア		
館の支援	ル方針の検討、②書架配置の変更や本の見出しの整理などの実施、		
	③教員向	けのオリエンテーションの開催、④リニューアル後の学校	
	図書館を	活用した授業の例などを含めた活用プランの作成、⑤検証	
	授業の実	施、といった一連の流れで学校図書館を支援している。(平	
	成 H29 年度までのモデル事業)		
調査事項3	昭和 56 年に移動図書館車を 1 台廃止し、協力車の運行を開始し		
市町村立	た際に、協力車に司書が同乗して各市町の図書館を訪問する司書巡		
図書館の	回便を開	始した。当初は県内全館を毎週回っていたが、現在は協力	
運営支援	車への同	乗をやめ、別に各市町の中央館を2か月に1回、分館は年	
	2回程度	巡回することとしている。1館の滞在時間は1時間くらい	
	で、あら	かじめ聞き取り票を準備して、協力車の運行状況、レファ	
	レンス事	例収集、協力業務への要望、地域出版物の情報収集などの	
	聞き取り	を行い、市町立図書館の運営状況の把握と運営支援策の展	
	開に結びつけている。		

県立図書館の整備体制別のコストの比較検討 (参考4)

1. コスト比較の検討パターン

- ・コスト検討は、以下の3つのパターンで検討を行った。
- 1 館体制 中央を建替え(10,000m²程度)、1 館に機能集約を行うケース
- **2館体制** 中央を廃止し、西部/東部の2館に機能集約を行うケース
 - 東部には書庫棟を増築(3,000㎡程度)し、西部/東部は大規模改修を行う
- 3館体制 3館体制を維持するケース。中央は同規模で建替えを行い、西部/東部は大規模改修を行う



2. 試算結果(30年間の累計費用)

- ・3案を比較した場合、9年目までは1館体制が最も大きい。5年目の建替コストの影響が大きい。
- ・西部/東部図書館の改修費用等の影響もあり、1館体制と2体制の累計費用は21年目に逆転する。
- 30年間の累計では、3館体制(約315.5億円)>2館体制(約252.4億円)>1館体制(約242.2億円)の順となる。

単位:千円(消費税を抜く) 35,000,000 30,000,000 約63.0億円 25,000,000 約10.3億円 20,000,000 西部大規模改修 東部大規模改修 15,000,000 建替 1館体制 10,000,000 2館体制 5,000,000 3館体制 書庫棟増築 0 2年目 4年目 21年目 22年目

第12期千葉県生涯学習審議会第1回会議及び平成29年度第3回 千葉県社会教育委員会議 次第

日時:平成29年11月28日(火)

午前10時から午前11時50分まで

会場:千葉県教育庁 企画管理部会議室

- 1 開 会
- 2 辞令及び委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長(議長)及び副会長(副議長)の選出
- 6 報 告
 - (1) 県立美術館・博物館の見直しについて
- 7 議事
 - (1) 県立図書館の今後の在り方について
 - (2) その他
- 8 諸連絡
- 9 閉 会

第12期千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿

[任期:平成29年11月19日~平成31年11月18日]

	氏 名	所 属 等
1	大田 紀子 (おおた のりこ)	千葉県PTA連絡協議会会長
2	重栖 聡司 (おもす さとし)	千葉大学教育学部教授
3	久留島 浩 (くるしま ひろし)	国立歴史民俗博物館長
4	高田 悦子 (たかだ えつこ)	特定非営利活動法人子どもネット八千代理事
5	高橋 みち子 (たかはし みちこ)	八街市立図書館長
6	田村 悦智子(たむら えちこ)	2020年東京オリンピック・パラリンピッ クCHIBA推進会議委員
7	福田 正明 (ふくだ まさあき)	千葉テレビ放送株式会社顧問
8	細田 玲子 (ほそだ れいこ)	浦安市教育委員会教育長
9	三輪 睦子 (みわ むつこ)	松戸市立中部小学校長
10	望戸 千恵美(もうこ ちえみ)	千葉県立習志野特別支援学校長

【五十音順 敬称略】

都道府県生涯学習審議会と社会教育委員の会議について

/ 都道府県生涯学習審議会		会教育委員の会議
都道府県に、都道府県生涯学習審議会を 置くことができる	審議会の設置	都道府県及び市町村に社会教育委員を置く ことができる(第15条)
	委員の性質	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱(第15条)
 ・都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する・重要事項に関し必要と認める事項を都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる 	職務	・社会教育に関する諸計画を立案 ・教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる ・職務を行うために必要な研究調査の実施 ・教育委員会の会議に出席して社会教育に 関し意見を述べることが可能(ここまで すべて第17条) ・地方公共団体が社会教育団体に対し補助 金を交付しようとする場合には、社会教 育委員の会議の意見を聴いて行わなけれ ばならない(第13条)
組織及び運営に関し必要な事項は、条例 で定める	その他	社会教育委員の定数、任期その他必要な事 項は、条例で定める(第18条)
※上記は全て、「生涯学習の振興のため の施策の推進体制等の整備に関する法律」第10条に規定されている		※上記は全て、「社会教育法」に規定されている

都道府県生涯学習審議会及び社会教育委員の会議の設置及び活動の状況については別紙を参照

(平成3年7月22日条例第32号)

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)第十一条第一項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

- 第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会 が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(会長等)

- 第三条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規 則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 千葉県生涯学習審議会運営規則

(平成3年7月22日教育委員会規則第10号)

改正 平成一〇年 四月 一日教育委員会 平成一四年 三月二九日教育委員会 規則第四号 規則第一五号 平成一五年 三月二八日教育委員会

規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県生涯学習審議会条例(平成三年千葉県条例第三十二号)第六条の規定により、千葉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第二条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件を開催日の七日前までに通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた場合は、この限りでない。

(職員等の出席)

第三条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(部会長等)

- 第四条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

- 第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をする ことができない。
- 3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 4 第二条及び第三条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第二条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第三条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (千葉県教育委員会行政組織規則の一部改正)
- 2 千葉県教育委員会行政組織規則(昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号)の一部 を次のように改正する。
- 第二十一条振興課の部中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 十五 千葉県生涯学習審議会に関すること。

第四十二条第三号から第六号までを次のように改める。

- 三 千葉県公立学校職員健康審査会
- 四 千葉県生涯学習審議会
- 五 千葉県社会教育委員
- 六 千葉県文化財保護審議会

第四十二条中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、 第七号の次に次の一号を加える。

八 千葉県図書館協議会

附 則(平成十年四月一日教育委員会規則第四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日教育委員会規則第十五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年三月二十八日教育委員会規則第四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

〇 千葉県社会教育委員条例

(昭和24年11月8日条例第58号)

改正 昭和三一年 九月 一日条例第二七号 昭和三三年 四月 四日条例第一三号 昭和三七年 七月二四日条例第一七号 平成二六年 三月二五日条例第一二号

千葉県社会教育委員条例

題名改正〔平成二六年条例一二号〕

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項の規定により、県に 千葉県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

追加〔平成二六年条例一二号〕

第二条 委員の定数は、二十人以内とする。

一部改正「昭和三三年条例一三号・三七年一七号・平成二六年一二号」

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者 並びに学識経験のある者の中から、千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。) が委嘱する。

追加 [平成二六年条例一二号]

- 第四条 委員の任期は二年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間 とする。
 - 一部改正〔平成二六年条例一二号〕
- 第五条 教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。
 - 一部改正〔平成二六年条例一二号〕
- 第六条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、千葉県 教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十一年九月一日条例第二十七号抄)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)施 行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。(後略)

附 則(昭和三十三年四月四日条例第十三号)

この条例は、昭和三十三年六月四日から施行する。

附 則(昭和三十七年七月二十四日条例第十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十五日条例第十二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。(後略)

○ 社会教育委員会議運営規則

(昭和24年11月8日教育委員会規則第9号)

改正 平成 二年 三月三一日教育委員会 平成一五年 三月二八日教育委員会 規則第五号 規則第四号 平成一八年 三月三〇日教育委員会

規則第七号

- 第一条 社会教育委員(以下委員という。)の会議には、委員の互選による議長及び副議 長二人をおくものとする。
- 第二条 議長及び副議長の任期は一年とする。但し、再選されることができる。
- 第三条 議長は委員の会議を主宰する。
- 第四条 副議長は、議長を助け議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を 行う。
- 第五条 委員の会議は、議長が招集する。
- 第六条 委員の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。 委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。
- 第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長があらかじめ、 これを通知しなければならない。
- 第八条 招集は、開会の目前七日までに、これを通知しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。
- 第九条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。
- 第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。
- 第十一条 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- 第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第六条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- 第十三条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。
- 第十四条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。
- 第十五条 この規定に定めるものの外、委員の会議に必要な事項は別にこれを定める。
- 第十六条 委員の会議に関する庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課で行う。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成二年三月三十一日教育委員会規則第五号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年三月二十八日教育委員会規則第四号抄) (施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
 - 附 則(平成十八年三月三十日教育委員会規則第七号)
 - この規則は、平成十八年四月一日から施行する。